



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 24 日(水)
第 8 2 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (679) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (680) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (681) (〃) 2
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出 (682) (景観まちづくり課) 4
	保安林の指定予定 (2 件) (683・684) (森林・林業総室) 4
	土砂災害警戒区域の指定の一部改正 (685) (治山砂防課) 5
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (3 件) (686～688) (〃) 6
	土砂災害警戒区域の指定 (689) (〃) 7
	土砂災害特別警戒区域の指定 (690) (〃) 8
	指定居宅サービス事業者の廃止 (691) (東部総合事務所福祉保健局) 10
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (692) (〃) 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (63) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 11
	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (〃) 13
	落札者の決定 (〃) 15
◇ 正 誤	平成22年 3 月26日付鳥取県告示第157号中訂正 16

告 示

鳥取県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
おかだ内科クリニック	米子市夜見町3043-1	平成22年10月1日
法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	〃

鳥取県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
おかだ内科クリニック	米子市夜見町3043-1	平成22年9月30日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	〃

鳥取県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社エス・ティ・エヌ	鳥取市鹿野町今市1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市1025-5	訪問介護	平成22年6月1日
あしかわ合同会社	鳥取市吉方温泉二丁目630	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	〃	平成22年10月1日
株式会社桃香苑	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	株式会社桃香苑 訪問介護ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩3-5	〃	平成22年11月1日

ティーアンドデ ィー有限会社	米子市祇園町 二丁目242- 82	日帰りの我が家	米子市河崎3193 -1	通所介護	平成22年9月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセン ター暖だん倶楽部	米子市米原二丁 目1-1	〃	平成22年10月1日
地建開発有限 会社	鳥取市吉方温 泉一丁目455	有料老人ホーム かる美咲園	鳥取市賀露町南 五丁目1757-336	〃	〃
有限会社しんせ い	鳥取市吉方温 泉一丁目455	ふくべ美咲園	鳥取市福部町湯 山967-3	〃	〃
とっとり福祉サ ービス有限会社	鳥取市行徳三 丁目317	智頭デイサービス 事業所すぎ玉	八頭郡智頭町大 字智頭2597-28	〃	〃
株式会社ぼやー じゅ	鳥取市湖山町 南五丁目178	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西 二丁目555	〃	平成22年11月1日
株式会社ソルヘ ム	東伯郡琴浦町 大字徳万70- 1	陽だまりの家こと うらデイサービス センター	東伯郡琴浦町大 字逢東126	〃	平成22年11月3日
地建開発有限 会社	鳥取市吉方温 泉一丁目455	有料老人ホーム かる美咲園	鳥取市賀露町南 五丁目1757-336	特定施設入居 者生活介護	平成22年10月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	認知症対応型通 所介護事業所デ ィハウスふくいち	米子市福市390- 13	認知症対応型 通所介護	平成22年11月1日
特定非営利活 動法人因幡万 笑の会	鳥取市南安長 一丁目10-9	スマイルセンター 浜村	鳥取市気高町北 浜三丁目158	小規模多機能 型居宅介護	平成22年9月30日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社エス・ ティ・エヌ	鳥取市鹿野町 今市1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今 市1025-5	介護予防訪問 介護	平成22年6月1日
あしかわ合同会 社	鳥取市吉方温 泉二丁目630	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉 二丁目630	〃	平成22年10月1日
株式会社桃香 苑	鳥取市用瀬町 鷹狩3-5	株式会社桃香苑 訪問介護ステーシ ョンもの家	鳥取市用瀬町鷹 狩3-5	〃	平成22年11月1日
ティーアンドデ ィー有限会社	米子市祇園町 二丁目242- 82	日帰りの我が家	米子市河崎3193 -1	介護予防通所 介護	平成22年9月1日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイサービスセン ター暖だん倶楽部	米子市米原二丁 目1-1	〃	平成22年10月1日
地建開発有限 会社	鳥取市吉方温 泉一丁目455	有料老人ホームか る美咲園	鳥取市賀露町南 五丁目1757-336	〃	〃
有限会社しんせ い	鳥取市吉方温 泉一丁目455	ふくべ美咲園	鳥取市福部町湯 山967-3	〃	〃

とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所すぎ玉	八頭郡智頭町大字智頭2597-28	〃	〃
株式会社ぼやーじゅ	鳥取市湖山町南五丁目178	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	〃	平成22年11月1日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	陽だまりの家ことうらデイサービスセンター	東伯郡琴浦町大字逢東126	〃	平成22年11月3日
地建開発有限会社	鳥取市吉方温泉一丁目455	有料老人ホームかる美咲園	鳥取市賀露町南五丁目1757-336	介護予防特定施設入居者生活介護	平成22年10月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	認知症対応型通所介護事業所デイハウスふくいち	米子市福市390-13	介護予防認知症対応型通所介護	平成22年11月1日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10-9	スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜三丁目158	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成22年9月30日

鳥取県告示第682号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

退任した理事の氏名及び住所

松本 功 境港市上道町1905

平成22年9月15日退任

就任した理事の氏名及び住所

松本 正 境港市上道町1905

平成22年11月5日就任 任期 平成27年2月22日まで

鳥取県告示第683号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町船岡殿字明見谷西平847、明見谷中分848、848の1、摩地谷東平851の4

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第684号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字高橋山677の1、680

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第685号

平成19年鳥取県告示第316号（土砂災害警戒区域の指定について）の一部を次のとおり改正し、平成22年11月24日から施行する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>2(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>宇野地区(I-689)、橋津地区(I-690)、上橋津地区(I-691)、南谷1地区(I-692)、南谷2地区(I-693)、田後地区(I-694)、小浜1地区(I-695)、小浜2地区(I-696)、石脇地区(I-697)、泊地区(I-698)、種ヶ谷地区(I-699)、<u>泊2地区(I-700)</u>、園地区(I-701)、原地区(I-702)、橋津2地区(I-1373)、宇野3地区(I-1374)、宇野2地区(I-1375)、上橋津3地区(I-1376)、南谷4地区(I-1377)、南谷3地区(I-1378)、宇谷地区(I-1379)、原2地区(I-1380)、筒地地区(I-人工36)、橋津6地区(II-2637)、橋津7地区(II-2638)、上橋津2地区(II-2639)、田後2地区(II-2640)、田後3地区(II-2641)、宇谷2地区(II-2642)、原3地区(II-2643)、原4地区(II-2644)、園2地区(II-2645)、泊3地区(II-2646)、石脇2地区(II-2647)、小浜3地区(II-2648)、原5地区(II-2649)、宇谷3地区(II-2650)</p> <p>(4) 略</p>	<p>2(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域の名称</p> <p>宇野地区(I-689)、橋津地区(I-690)、上橋津地区(I-691)、南谷1地区(I-692)、南谷2地区(I-693)、田後地区(I-694)、小浜1地区(I-695)、小浜2地区(I-696)、石脇地区(I-697)、泊地区(I-698)、種ヶ谷地区(I-699)、<u>泊地区(I-700)</u>、園地区(I-701)、原地区(I-702)、橋津2地区(I-1373)、宇野3地区(I-1374)、宇野2地区(I-1375)、上橋津3地区(I-1376)、南谷4地区(I-1377)、南谷3地区(I-1378)、宇谷地区(I-1379)、原2地区(I-1380)、筒地地区(I-人工36)、橋津6地区(II-2637)、橋津7地区(II-2638)、上橋津2地区(II-2639)、田後2地区(II-2640)、田後3地区(II-2641)、宇谷2地区(II-2642)、原3地区(II-2643)、原4地区(II-2644)、園2地区(II-2645)、泊3地区(II-2646)、石脇2地区(II-2647)、小浜3地区(II-2648)、原5地区(II-2649)、宇谷3地区(II-2650)</p> <p>(4) 略</p>
---	--

鳥取県告示第686号

平成17年鳥取県告示第946号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

佐美川(I-2-20-19-2)、下佐美谷川(I-2-20-19-3)、藤津東谷川(I-2-20-19-6)、奥条川(I-2-20-19-8)、白石左谷川(I-2-20-19-13)、久見谷川(I-2-20-19-15)、川上川(I-2-20-19-17)、南別所谷川(I-2-20-19-20)、本谷川(I-2-20-19-26)、埴見川(I-2-20-19-29)、北佐美谷川(I-2-20-19-31)、麻畑西谷川(I-2-20-19-37)、麻畑屋敷谷川(II-2-20-19-9)、福永地区(I-704)、方地1地区(I-705)、方地2地区(I-706)、藤津1地区(I-707)、宮内地区(I-708)、松崎1地区(I-709)、松崎2地区(I-710)、川上地区(I-712)、別所地区(I-714)、引地地区(I-715)、野花1地区(I-716)、長和田地区(I-718)、門田地区(I-720)、佐美1地区(I-721)、長江地区(I-722)、佐美2地区(I-1148)、藤津2地区(I-1156)、長江2地区(I-1381)、埴見2地区(I-1384)、埴見4地区(I-1386)、方面2地区(I-

1387)、川上2地区(I-1388)、白石地区(I-1390)、門田3地区(II-2651)、羽衣石2地区(II-2656)、引地2地区(II-2661)、藤津3地区(II-2669)、方地3地区(II-2670)、北福2地区(II-2671)、漆原地区(II-2672)、漆原2地区(II-2673)、白石2地区(II-2674)、宮内2地区(II-2675)、藤津4地区(III-4241)、方地4地区(III-4242)、方地5地区(III-4243)、川上5地区(III-4244)、川上6地区(III-4245)、川上7地区(III-4246)、川上8地区(III-4247)、方面3地区(III-4249)、門田4地区(III-4250)、羽衣石7地区(III-4251)、羽衣石10地区(III-4254)

2 変更した年月日 平成22年11月24日

鳥取県告示第687号

平成19年鳥取県告示第316号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

橋津谷川(I-2-20-17-1)、南谷上谷川(I-2-20-17-6)、宇野地区(I-689)、橋津地区(I-690)、上橋津地区(I-691)、南谷1地区(I-692)、南谷2地区(I-693)、田後地区(I-694)、小浜1地区(I-695)、小浜2地区(I-696)、石脇地区(I-697)、泊地区(I-698)、種ヶ谷地区(I-699)、泊2地区(I-700)、園地区(I-701)、原地区(I-702)、橋津2地区(I-1373)、宇野3地区(I-1374)、宇野2地区(I-1375)、南谷3地区(I-1378)、宇谷地区(I-1379)、原2地区(I-1380)、筒地地区(I-人工36)、田後3地区(II-2641)、原3地区(II-2643)、泊3地区(II-2646)、石脇2地区(II-2647)、小浜3地区(II-2648)

2 変更した年月日 平成22年11月24日

鳥取県告示第688号

平成20年鳥取県告示第227号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

宇野4地区(I-1552)、泊4地区(I-1553)、南谷5地区(III-4240)

2 変更した年月日 平成22年11月24日

鳥取県告示第689号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規

定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
宇野5地区(Ⅱ-3616)、田後4地区(Ⅱ-4238)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
石脇地区(45)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第690号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
湯梨浜町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
上橋津谷川(Ⅰ-2-20-17-4)、南谷下谷川(Ⅰ-2-20-17-5)、南谷上谷川(Ⅰ-2-20-17-6)、梨木谷川(Ⅰ-2-20-19-1)、下佐美谷川(Ⅰ-2-20-19-3)、東宮内谷川(Ⅰ-2-20-19-5)、方地右谷川(Ⅰ-2-20-19-11)、久見谷川(Ⅰ-2-20-19-15)、川上川(Ⅰ-2-20-19-17)、北方面谷川(Ⅰ-2-20-19-18)、中方面谷川(Ⅰ-2-20-19-19)、南別所谷川(Ⅰ-2-20-19-20)、別所谷川(Ⅰ-2-20-19-21)、北別所谷川(Ⅰ-2-20-19-22)、小鹿谷川(Ⅰ-2-20-19-23)、本谷川(Ⅰ-2-20-19-26)、埴見川(Ⅰ-2-20-19-29)、北佐美谷川(Ⅰ-2-20-19-31)、佐美北下谷川(Ⅰ-2-20-19-32)、佐美中谷川(Ⅰ-2-20-19-33)、埴見下谷川(Ⅰ-2-20-19-34)、別所奥谷川(Ⅰ-2-20-19-36)、麻畑西谷川(Ⅰ-2-20-19-37)、原

谷川（Ⅰ-2-28-18-4）、宇野西谷川（Ⅰ-3-23-17-2）、中橋津谷川（Ⅱ-2-20-17-1）、北方地谷川（Ⅱ-2-20-19-2）、羽衣石川（Ⅱ-2-20-19-4）、左羽衣石谷川（Ⅱ-2-20-19-5）、右羽衣石谷川（Ⅱ-2-20-19-6）、左藤津谷川（Ⅱ-2-20-19-7）、方地左谷川（Ⅱ-2-20-19-8）、麻畑屋敷谷川（Ⅱ-2-20-19-9）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年法律第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

湯梨浜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

宇野地区（Ⅰ-689）、橋津地区（Ⅰ-690）、上橋津地区（Ⅰ-691）、南谷1地区（Ⅰ-692）、南谷2地区（Ⅰ-693）、田後地区（Ⅰ-694）、小浜1地区（Ⅰ-695）、小浜2地区（Ⅰ-696）、石脇地区（Ⅰ-697）、泊地区（Ⅰ-698）、種ヶ谷地区（Ⅰ-699）、泊2地区（Ⅰ-700）、園地区（Ⅰ-701）、原地区（Ⅰ-702）、北福地区（Ⅰ-703）、福永地区（Ⅰ-704）、方地1地区（Ⅰ-705）、方地2地区（Ⅰ-706）、藤津1地区（Ⅰ-707）、宮内地区（Ⅰ-708）、松崎1地区（Ⅰ-709）、松崎2地区（Ⅰ-710）、久見地区（Ⅰ-711）、川上地区（Ⅰ-712）、方面地区（Ⅰ-713）、別所地区（Ⅰ-714）、引地地区（Ⅰ-715）、野花1地区（Ⅰ-716）、野花2地区（Ⅰ-717）、長和田地区（Ⅰ-718）、羽衣石地区（Ⅰ-719）、門田地区（Ⅰ-720）、佐美1地区（Ⅰ-721）、長江地区（Ⅰ-722）、佐美2地区（Ⅰ-1148）、藤津2地区（Ⅰ-1156）、橋津2地区（Ⅰ-1373）、宇野3地区（Ⅰ-1374）、宇野2地区（Ⅰ-1375）、上橋津3地区（Ⅰ-1376）、南谷4地区（Ⅰ-1377）、南谷3地区（Ⅰ-1378）、宇谷地区（Ⅰ-1379）、原2地区（Ⅰ-1380）、長江2地区（Ⅰ-1381）、門田2地区（Ⅰ-1382）、埴見地区（Ⅰ-1383）、埴見2地区（Ⅰ-1384）、埴見3地区（Ⅰ-1385）、埴見4地区（Ⅰ-1386）、方面2地区（Ⅰ-1387）、川上2地区（Ⅰ-1388）、川上3地区（Ⅰ-1389）、白石地区（Ⅰ-1390）、宇野4地区（Ⅰ-1552）、泊4地区（Ⅰ-1553）、筒地地区（Ⅰ-人工36）、橋津6地区（Ⅱ-2637）、上橋津2地区（Ⅱ-2639）、田後2地区（Ⅱ-2640）、田後3地区（Ⅱ-2641）、宇谷2地区（Ⅱ-2642）、原3地区（Ⅱ-2643）、原4地区（Ⅱ-2644）、園2地区（Ⅱ-2645）、泊3地区（Ⅱ-2646）、石脇2地区（Ⅱ-2647）、小浜3地区（Ⅱ-2648）、原5地区（Ⅱ-2649）、宇谷3地区（Ⅱ-2650）、門田3地区（Ⅱ-2651）、佐美3地区（Ⅱ-2652）、長和田2地区（Ⅱ-2653）、長和田3地区（Ⅱ-2654）、長和田4地区（Ⅱ-2655）、羽衣石2地区（Ⅱ-2656）、羽衣石3地区（Ⅱ-2657）、羽衣石4地区（Ⅱ-2658）、羽衣石5地区（Ⅱ-2659）、羽衣石6地区（Ⅱ-2660）、引地2地区（Ⅱ-2661）、引地3地区（Ⅱ-2662）、別所2地区（Ⅱ-2663）、川上4地区（Ⅱ-2664）、久見2地区（Ⅱ-2665）、中興寺地区（Ⅱ-2666）、松崎3地区（Ⅱ-2667）、松崎4地区（Ⅱ-2668）、藤津3地区（Ⅱ-2669）、方地3地区（Ⅱ-2670）、北福2地区（Ⅱ-2671）、漆原地区（Ⅱ-2672）、漆原2地区（Ⅱ-2673）、白石2地区（Ⅱ-2674）、宮内2地区（Ⅱ-2675）、宇谷4地区（Ⅱ-3590）、宇谷5地区（Ⅱ-3591）、宇野5地区（Ⅱ-3616）、田後4地区（Ⅲ-4238）、南谷5地区（Ⅲ-4240）、藤津4地区（Ⅲ-4241）、方地4地区（Ⅲ-4242）、方地5地区（Ⅲ-4243）、川上5地区（Ⅲ-4244）、川上6地区（Ⅲ-4245）、川上7地区（Ⅲ-4246）、川上8地区（Ⅲ-4247）、川上9地区（Ⅲ-4248）、方面3地区（Ⅲ-4249）、門田4地区（Ⅲ-4250）、羽衣石7地区（Ⅲ-4251）、羽衣石8地区（Ⅲ-4252）、羽衣石9地区（Ⅲ-4253）、羽衣石10地区（Ⅲ-4254）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第691号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社徳吉薬局	有限会社徳吉薬局 鹿野店	鳥取市鹿野町今市 625-2	平成22年11月12日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第692号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社徳吉薬局	有限会社徳吉薬局 鹿野店	鳥取市鹿野町今市 625-2	平成22年11月12日	介護予防居宅療養 管理指導

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第63号

平成22年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年11月25日(木) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部改正について

(2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

スタッドレスタイヤホイール付及びタイヤチェーンの購入

(2) 購入物品の名称及び数量

スタッドレスタイヤホイール付及びタイヤチェーン 一式

ア スタッドレスタイヤ 104本

イ ホイール 104本

ウ タイヤチェーン 25組

(3) 購入物品の仕様

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成22年12月28日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空機類の車両部品及び修理に登録されている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

(4) 平成22年11月24日（水）から同年12月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課調度係

電話 0857-23-0110

メールアドレス k_tyodokakarityo@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成22年11月24日(水)から同月30日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局のメールアドレスへ電子メールにより請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年12月10日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に平成22年12月6日(月)午後3時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県警察警察安全相談システム整備業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県警察警察安全相談システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務の概要は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県警察警察安全相談システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び鳥取県警察警察安全相談システム整備業務仕様書による。

ア システム設計（基本設計・詳細設計）

イ ソフトウェアの調達

ウ 機器類の調達

エ 導入・設定

オ システムの構築

カ 試験運用

キ 利用者説明

(3) 履行場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

(4) 履行期間 契約の日から平成23年6月30日まで

(5) 予算額 17,833千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成22年12月10日（金）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年11月24日（水）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成22年11月24日（水）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所等を有していること。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価は、鳥取県警察警察安全相談システム整備業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに別に定める評価基準及び評価方法に基づき各委員が行う。

(2) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、企画提案者による提案説明の実施を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による企画提案書等の内容の確認及び質問を行い、業務理解度等について確認する予定である。

なお、提案説明に参加しなかった者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす（天災等やむを得ない事情により参加できなかった場合を除く）。

4 最優秀提案者の決定方法

評価委員会における評価を基に鳥取県警察本部長が最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 契約担当部局（企画提案書等の提出先及び問合せ先）

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 企画提案説明書等の交付方法

企画提案説明書その他の資料は、平成22年11月24日（水）から同年12月7日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 委託業務説明会の日時及び場所

平成22年12月8日（水） 午後1時30分

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部第7会議室（鳥取県警察本部庁舎3階）

(5) 企画提案書及び見積書の提出

ア 提出方法及び提出先

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき企画提案書を作成し、見積書等を添えて(1)の場所に持参又は送付をすること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、送付すること。

イ 提出期間

平成22年12月20日（月）から同月27日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

6 最優秀提案者等への通知

- (1) 最優秀提案者を選定したときは、その結果をすべての企画提案者に通知する。
- (2) 通知の内容は、評価委員会が必要と認める事項とする。
- (3) 審査結果の公表については、評価委員会の決定に基づいて行う。

7 契約の締結

(1) 契約の交渉

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調なときは、4の順位付けの結果が上位のものから順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約に伴う見積書の徴取

契約締結の交渉を行った者から見積書を徴し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内において契約金額を決定する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案者から提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっては、企画提案者に帰属するものとする。
 - イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) 詳細は、企画提案説明書による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察放置駐車違反管理システム貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成22年11月2日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日本電気株式会社鳥取支店
鳥取市扇町7 |
| 5 落札金額 | 88,351,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |

- 6 入 札 公 告 日 平成22年 9 月24日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

正 誤

平成22年 3 月26日付鳥取県告示第157号（土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4
行 下から17
誤 松 本 ・
正 松 本 功